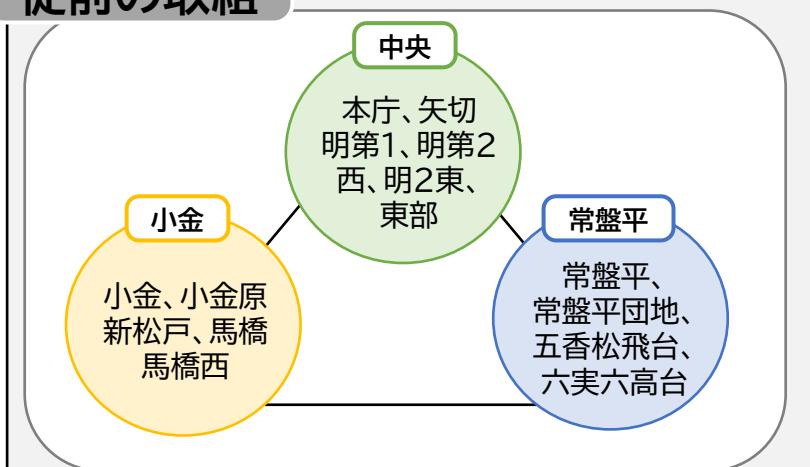


○自立支援型地域個別ケア会議の再開(案)

資料5

従前の取組



従前のこと

- ・年12回、圏域ごと輪番で開催(1圏域年4回)
- ・開催月には、圏域内で事例抽出、開催の取りまとめ等を行う「当番地域包括」を決める

課題

- ・圏域ごとに地域包括の数に差があり、地域包括ごとの事例提供回数に偏りが生じていた。
- ・当番となった地域包括においては、圏域内の他地域包括との調整等、会議開催に向けた準備に手間と時間が要していた。
- ・マニュアルにおいて、事例のテーマを「ケアマネのアセスメントに不安のあるケース」と例示しているが、参加メンバーに医療専門職等が想定されておらず、事例内容によっては多角的な専門的知見を得にくい状況になっていた。
- ・自立支援型個別ケア会議の本来の趣旨から逸脱し、要支援等「軽度者における困難事例の検討」に偏った運営となっていた。

再開案

☆ 地域個別ケア会議にて、自立支援型会議の対象になり得る事例の検討を行う

本庁包括

令和8年〇月開催
第△回 地域個別ケア会議

明第1包括

令和8年〇月開催
第△回 地域個別ケア会議

●●● 計15 地域包括

再開後の開催方法(案)

- ・地域包括において年4回開催する地域個別ケア会議のうち、年1回事例以上は、自立支援型会議の対象になり得る事例について検討を行うものとする。※「虐待事例」の取扱いと同様の位置付けとする。
- ・自立支援型の事例を取り扱う開催回(第何回の会議で実施するか)については、各地域包括の裁量とする。
- ・自立支援の事例を取り扱う回については、マニュアルにおいて想定される参加者(例:多機能Co等)に加え、当該日常生活圏域内の主任介護支援専門員等にも参加を依頼するものとする。

見直しによるメリット

- ・各地域包括主催の地域個別ケア会議において事例検討を行うことにより、従前と比較して、当番回数の偏りや会議開催に係る調整負担の軽減が図れる。
- ・地域個別ケア会議で事例を取り扱うことで、フレイル等に関して、医学的見地からの助言を得ることが可能となる。
- ・自立支援に係る事例検討を通じて、地域に不足する社会資源等の把握や、行政課題の発見および解決策の検討に繋がる。

○自立支援型地域個別ケア会議の再開(案)

自立支援に資するケアマネジメントの検討にあたり

目的

- ・介護支援専門員が、自立支援に資するケアプランの考え方や作成方法について相互に学び合うことにより、一連のケアマネジメントの質の向上を図る。
- ・参加者が、多職種の専門的視点に基づく助言を通じて、自立に資するケアマネジメントの視点やサービス提供に関する知識を習得し、スキルアップを図る。
- ・地域の関係機関等との相互連携を深め、地域包括支援ネットワークの構築・強化を図る。
- ・事例検討を積み重ねることで、地域に不足する社会資源等の把握や、行政課題の発見および解決策の検討に繋がる。

検討する内容

- ・介護予防サービス等の提供にあたり、介護予防および自立支援に向けた目標設定が適切に行われているかを含め、事例の検討を行う。
- ・検討する事例については、「介護保険サービス等を卒業」を目的やゴールとするのではなく、「本人が地域においてその人らしい生活が継続・向上できること」を目的として、幅広い視点から検討を行う。
- ・日常生活に大きな問題が見られない事例についても取り上げ、事例提供者が新たな視点や気づきが得られるような検討を行う。
- ・単なるケアプランの点検にとどまらず、参加者同士が助言や意見交換を行い、相互に専門性や支援スキルの向上が図られるような検討とする。
- ・社会参加の促進、重度化防止、地域における介護予防の推進など、多様な視点を踏まえた事例検討を行う。

実施方法・運営方法

- ・各地域包括において、概ね年4回開催する「地域個別ケア会議」のうち、いずれか1回において、自立支援に資するケアマネジメントに係る事例検討を行うものとする。
- ・年間の検討事例は少なくとも1事例以上とし、事例提供者は地域包括または委託先居宅介護支援事業所とする。なお、事例の選定はケースの進捗状況を踏まえて行う。
- ・事例シートおよび報告様式は、地域個別ケア会議で使用して同様とする。ただし、報告様式において、自立支援に資するケアマネジメントに関する検討事例であることが分かるように記載すること。
- ・ケアマネジメント過程において抽出された、「地域課題」について検討し、担当地区の地域包括ケア推進会議へ報告・提起する。
- ・多角的な視点による地域課題を抽出する目的として、事例提供者以外の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員について、少なくとも1人以上の参加を求めるものとする。
- ・各職能団体から推薦された委員の専門的な視点から、自立支援に資する助言を受けるものとする。なお、事例内容に応じ、松戸市在宅医療・介護連携支援センター等の管理栄養士や歯科衛生士に出席を求め、栄養摂取や口腔衛生等に関する助言を受けることも可能とする。